

第5回歯科技工士の養成・確保に関する検討会

平成31年1月17日

参考
資料
1-1

第4回歯科技工士の養成・確保に関する検討会

平成30年11月19日

資料
3-1

第4回歯科技工士の養成・ 確保に関する検討会

参考人

石原 齒 研

代表：石原 義博

石原歯研の 外観・室内



石原歯研の概況

所在地	静岡県駿東郡長泉町
代表	石原 義博 1961年(昭和36年)生まれ 57歳
設立	1991年(平成3年)4月
スタッフ	歯科技工士1名 事務員1名
主な業務	クラウン・ブリッジ・セラミック等歯冠修復 【保険:全部金属冠、レジン前装金属冠、硬質レジンジャケット冠等】 【自費:陶材焼付金属冠、オールセラミック等】
その他	(公社)静岡県歯科技工士会 会長

一人歯科技工所としての矜持

歯科技工士免許取得後、歯科診療所や歯科技工所に勤務して、改めて歯科補てつ物等は歯科医療のための装置であるということ強く感じた。そして、歯科技工士は、歯科医療に携わる専門職として、常に患者一人ひとりを身近に感じ、オーダーメイドの歯科補てつ物等を責任をもって製作することによって、職務を全うしなければならないと思っている。

一人歯科技工所はその実践ができる！

■ 歯科診療所内の歯科技工室に勤務する歯科技工士に近い業務体制

- ① 自ら集配を行なうことで、歯科医師からの指示書だけではなく、歯科医師と話し合うことによって、歯科補てつ物等の製作に必要な細かな情報を直接聞くことができる。
- ② 委託先の歯科診療所が5km(車で10分程度)と近いため、シェードテイキング等の立ち合いが容易である。
- ③ 全ての製作工程を自ら行うことで、歯科医療に携わっていることの責任感や遣りがいが持てる。
- ④ 直接、歯科医師の評価を聞くことによって、自身のスキルアップに繋がる。

一日の主な業務内容

時 間	業務内容	時 間	業務内容
8:00～8:30	出社(納品準備)	16:00～16:30	歯科技工業務
8:30～9:00	移動①(歯科技工物納品・受託のために歯科診療所)	16:30～17:00	↑
9:00～9:30	移動②(シェイドテーキングのために歯科診療所⇄歯科技工所)	17:00～17:30	
9:30～10:00	受託歯科技工物の管理事務	17:30～18:00	↓
10:00～10:30	歯科技工業務	18:00～18:30	
10:30～11:00	↑	18:30～19:00	歯科技工業務
11:00～11:30		19:00～19:30	夕食・休憩
11:30～12:00	歯科技工業務	19:30～20:00	
12:00～12:30	昼食・休憩	20:00～20:30	歯科技工業務or歯科技工士会会務処理
12:30～13:00		20:30～21:00	↑
13:00～13:30	歯科技工業務	21:00～21:30	
13:30～14:00	↑	21:30～22:00	↓
14:00～14:30		22:00～22:30	
14:30～15:00	↓	22:30～23:00	歯科技工業務or歯科技工士会会務処理
15:00～15:30		23:00～23:30	休憩
15:30～16:00	歯科技工業務	23:30～0:00	就寝…………起床(7:30)

一週間の主な業務内容

曜 日	歯科技工業務	日技会務	県技会務
月曜日	歯科技工業務		
火曜日			
水曜日			
木曜日			
金曜日		日技会務	
土曜日	歯科技工業務		県技会務
日曜日			県技研修会



石原歯研の近年の傾向

歯科技工業務内容

- う蝕の減少等により、委託される歯科補てつ物等が微減傾向である。
- 貴金属価格の高騰や患者の審美的な関心の高まりから、金属による修復が減り、レジンやセラミックによる修復が増加している。
- ジルコニア等オールセラミック修復物が加わり、従来からの陶材焼付金属冠が減少傾向である。

石原歯研の業務改善のための取り組み

- 現在の所、業務の改善を必要としていないが、CAD/CAM等の高額な設備を導入することは負担が大きいためメーカーとの連携を検討している。
- CAD/CAM等の設備がなく、製作できない歯科補てつ物は、製作できる歯科技工所を歯科診療所に紹介する。
- 義歯等、石原歯研で扱っていない歯科補てつ物は、製作できる歯科技工所を歯科診療所に紹介することもある。
- 主な歯科技工業務内容をクラウン・ブリッジ・セラミック等に特化しているため、その範囲で信頼してくれる歯科診療所からの依頼が主である。
- 委託された仕事に対し懸命に取り組んでいると、こだわりや思いが強く、結果的に長時間の歯科技工業務になることもあるが、時間配分を1週間単位で考えて健康を害しないように配慮している。
- 一人歯科技工所は、言うまでもなく歯科技工所のオーナーでもあることから、ストレスをためないように有効な生活の時間配分を行なっている。

CAD/CAM等近年の歯科技工技術の活用状況

- 取引先の歯科診療所内にCAD/CAMシステムが導入されている為、依頼されることはない。
- 一人歯科技工所の場合、出来ないものは出来ないで済んでしまう。

(公社)静岡県歯科技工士会の取り組み(参考)

歯科技工士の働き方について

- (公社)静岡県歯科技工士会では、人手不足への対応として、無料職業紹介事業を実施している。育児や定年で退職した歯科技工士にパートタイムでの就労も選択肢とした雇用を斡旋している。

法令を遵守するための効率的対応について

- 県条例により全ての産業廃棄物排出事業所に廃棄物処理場の実地確認が義務付けられているが、組織で代行することにより歯科技工所業務の一助となっている。

(公社)静岡県歯科技工士会で発行している 処分場実地確認証(参考)

公益社団法人 静岡県歯科技工士会

歯科技工所運営対策部

2017 産業廃棄物処分場実地確認チェックシート (5年間保存)

実地確認の実施年月日	平成29年 10月31日	
実地確認先	事業者名	丸徳商事有限会社
	事業場名(施設名)及び住所	丸徳商事有限会社穴原事業所 静岡市清水区穴原字大内沢 1819-1
	対応者(役職及び氏名)	所長 望月 一頼
実地確認を行った者	長島幹弘 平田曜	

実地確認の結果の評価 (委託契約の適否等)	適正である
	公益社団法人 静岡県歯科技工士会 会長 石原 義博

A 共通項目		評価
1 処理業者の許可状況		
(1) 委託する処理(運搬又は中間処理若しくは最終処分)の許可を得ているか。		○
(2) 処理を委託する産業廃棄物が許可品目に含まれているか。		○
(3) 処理を委託する期間が許可期限内か。		○
2 書面の保存状況(委託契約後の実地確認の場合)		
(1) 帳簿 [※] について		
①整備されているか。		○
②委託した処理は適切に記載されているか。		○
※ 廃棄物処理法により、産業廃棄物処理業者が、その産業廃棄物の処理について記載し、保存するように義務付けられています。廃棄物処理法施行規則第10条の8及び第10条の9に、帳簿の記載事項が規定されています。		○
(2) マニフェストは適切に記載され、保管されているか(実地確認した事業場に保管されていない場合、保管されている場所はどこか)。		○
(3) 委託契約書は適切に保管されているか(実地確認した事業場に保管されていない場合、保管されている場所はどこか)。		自社

会印の無きもの無効 複写厳禁

(1)

静岡県 歯科技工士会

積替保管施設

状況	評価
閉めに閉いが設けられ、かつ、積替えの場所であることされているか。	○
閉めに閉いが設けられているか。	○
ことについて必要な事項 [※] を表示した掲示板が見やされているか。	○
※ 積物の種類、保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先、用いない場合) 最大積上高さ、保管上限	
散れ、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発生し、必要措置が講じられているか。	○
水が生ずるおそれがある場合には、排水溝等の設備を、底面を不透水性の材料で覆っているか。	○
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の積替え保管施設は、適合するおそれがないように仕切りを設ける等必要となるか。	○

おける産業廃棄物の処理の状況	評価
産業廃棄物は許可品目に含まれているか。	○
廃棄物の内容、量を適切に確認しているか。	○
散れ、流出していないか。	○
振動により生活環境の保全上支障を生じていないか。	○
められた場所に保管されているか。	○
産業廃棄物の量が保管上限を超えていないか。	○
管に伴い発生する汚水は適切に処理されているか。	○
いずくに産業廃棄物を保管する場合にあっては、積み廃棄物の高さが最大積上高さを超えていないか。	○
及び蚊、はえ等の害虫の発生を防止するための措置か。	○

(2)



検討会に期待する事

- 歯科技工士を取り巻く環境は、今まさに変革期を迎えている。就業歯科技工士の高齢化や歯科技工士を目指す若者の減少による労働力不足が叫ばれる中、デジタル技工の著しい進歩は従来の技工作業を大きく変えようとしている。しかし、その使用者は歯科技工士であることから、主体性を持ってデジタルテクノロジーの波に翻弄されないよう、未来を見据えた歯科技工士教育を検討していただきたい。
- 従来の基本的歯科技工技術の習得に加えて、デジタル技工にも対応した新たな教育カリキュラム、現場に身を置き日常を見学する「臨地実習」、そして患者を身近に感じて歯科技工を行なうためのチェアーサイドの業務や訪問歯科診療に帯同するなどに必要な教育を追加し、実態に則した魅力ある教育を行うことによって、新規就労後に早期離職することのないように、歯科技工士を志した者の将来を第一に考えた議論をしていただきたい。

歯科技工士の 明るい未来に 向けた提言

少子高齢化が進む我が国で、口腔の健康管理の徹底が健康寿命の延伸に貢献することが注目されています。しかし、そこに関わる歯科技工士の労務環境は、長時間労働、低賃金、離職、若年歯科技工士の減少など、将来、持続的に質の高い歯科補綴物等を供給することが困難な状況が予測されることから、その改善のために以下を提言します。



1 歯科の医療費の適正な評価

- 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、そして歯科関連企業の多くが公的医療保険制度の中で対価を得ていることから、協力して適正な評価を求めます。
- 超高齢社会における歯科医療・口腔保健の重要性を、歯科界が一体となって国民にアピールすることを要望します。

2 超高齢社会における歯科技工士の業務の在り方

- 近年の歯科保健医療を取り巻く状況の変化に伴い、診療室内でのシェードテイキング、人工歯の選択などチェアサイドでの歯科技工士に関連する業務の評価や、地域包括ケアシステムを推進する中での歯科訪問診療における歯科技工士の業務の在り方の検討を要望します。
- 業務の在り方の検討に伴い、いわゆる「歯科技工加算」の適正な評価を要望します。

3 製作技工に関する費用の考え方の周知

- 歯冠修復及び欠損補綴の円滑な実施が良質な歯科医療の確保に資するという趣旨を共有することを要望します。
- 製作技工に関わる主な項目と所定点数を周知することを要望します。



ご清聴ありがとうございました。